破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４２８号
秋田市牛島西２丁目10番２―34号
債務者　伊藤　史成
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７４号
秋田市川元小川町１―40　渡部アパート３号、住民票上の住所秋田県潟上市天王字鶴沼台43番地230
債務者　鈴木　章子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８８号
福島市野田町２丁目３番47号　医大アパート１号室
債務者　二丹　玲子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　昭弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５８４号
山梨県甲府市山宮町2609番地１ハイツ山園102
債務者　長倉　　武
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
山梨県甲府市山宮町2609番地１ハイツ山園102
債務者　長倉　藤枝
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
山梨県南都留郡忍野村忍草2674番地１　ダイアパレス富士忍野管理人室
債務者　増田　孝二
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５１６８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―514号
債務者　尾形　光將
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１号
岡山市南区西市593―５、住民票上の住所岡山市北区玉柏1510番地
債務者　塩本　一雄
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信長富士生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０７号
広島市安佐南区長束４丁目18番19―305号
債務者　山根　美穂
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５６号
広島市西区天満町18番２―205号
債務者　田村　秀代
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４０号
三重県四日市市天ヵ須賀５丁目２番19―10、住民票上の住所広島市中区小町９番１―701号
債務者　若松　溶子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８５号
広島市安佐南区上安２丁目23番14号
債務者　田上　文恵
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５７号
名古屋市緑区鳴海町字山下108番地の１　グリーンシャトー山下201号
債務者　竹田　浩信
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１９号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―105号　大幸東団地
債務者　典礼社こと　田口　　保
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３６７号
大阪市阿倍野区長池町４番18号　ハイツサンハイ503号
債務者　西山　智穂
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　文男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３５号
大阪府柏原市円明町10番35号
債務者　赤池　伸文
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部